

## 長沼町特産品プロモーション支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長沼町特産品のブランド力向上及び販路拡大を目的として町内事業者が共同で物産展、見本市等のPRイベント（以下「物産展等」という。）に出店する経費を補助することにより、町内事業者の意識高揚及び本町産業の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、前条の目的を達成しようとする団体で、町内において1年以上継続して事業を営んでいる事業者3者以上により構成されている団体とする。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次項に掲げる対象商品の販路拡大及び町のPRのため、町外で行われる物産展等への出店を行う事業とする。

2 対象商品は、次の各号のいずれかに該当する商品であって、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれるものとして町長が認めたものとする。ただし、町のイメージを損なうおそれのあるものについては対象外とする。

- (1) 町内で生産された農畜産物
- (2) 町内で生産された農畜産物を主たる原料とした加工品
- (3) 町内で加工、品質保守を一元管理している町内事業者の自社製品
- (4) その他商品名、デザイン等で町のイメージアップにつながる商品

3 出店期間は、1日（物産展等の主催者が定める当日の開始から終了までの期間をいう。第5条において同じ。）以上でなければならない。

4 出店期間中は、会場で町のPR（町の文字の入ったのぼり旗や看板の設置、パンフレットの配布等）をしなければならない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出店料（会場使用料含む）及び出店会場での物品借用料とする。

2 前項の規定に関わらず、補助対象経費について、他の制度による補助金の交付を受ける事業は、補助対象としない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、出店1日につき3万円（開催地が北海道外の場合は6万円）を限度とし、予算の範囲内において交付する。

### (補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を、申請しようとする物産展等が開催される2週間前までに次に掲げる書類を添付して、町長に

提出しなければならない。

- (1) 団体構成名簿兼販路拡大対象商品届出書（別記様式第2号）
- (2) 物産展等の概要が分かる書類、パンフレット等
- (3) 補助対象経費の内訳書及び見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容若しくは補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更承認）

第9条 町長は、前条の規定により変更申請を受けた時は、これを審査し、補助金の変更の可否を決定したときは、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により、補助事業団体に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日までに、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 販路拡大対象商品の売上報告書
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 出店、展示状況を示す写真（3枚以上）。ただし、物産展等の開催日が確認できる写真を1枚含むものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 町長は、前条の実績報告書を受けたときは、これを審査し、適当であると認められたときは、補助金の額を確定し、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により、補助事業団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知後、補助事業団体に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
  - (3) その他不正な行為があったとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該補助事業団体に対し、その返還を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、長沼町特産品プロモーション支援事業補助金返還請求書（別記様式第9号）により行うものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の返還請求を受けた補助事業団体は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（補則）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。

- 別記様式第1号（第6条関係）
- 別記様式第2号（第6条関係）
- 別記様式第3号（第7条関係）
- 別記様式第4号（第8条関係）
- 別記様式第5号（第9条関係）
- 別記様式第6号（第10条関係）
- 別記様式第7号（第11条関係）
- 別記様式第8号（第12条関係）
- 別記様式第9号（第13条関係）